

令和6年度人権啓発事業計画書

目 次

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	基本的課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	人権啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	活動	
(1)	広報による啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	物品配布による啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3)	イベントによる啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～12
	ア 人権ふれあい劇場	
	イ 2024 平和への祈り展	
	ウ じんけんフェスタ in すずか	
	エ 地区別人権尊重まちづくり講演会	
	オ その他	
	(ア) 学校等での啓発	
	(イ) 企業啓発	
(4)	人権週間での啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	ア 街頭啓発	
	イ 庁内放送による啓発	
	ウ Cバスの車両広告による啓発	
	エ 啓発物品による啓発	
	オ 掲示物による啓発	
(5)	啓発用懸垂幕の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(6)	「人権擁護委員の日」の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(7)	啓発塔、看板等による啓発・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(8)	啓発パネルの展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	ア 非核平和都市宣言	
	イ 人権週間	
5	その他の取組	
(1)	市職員研修関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	ア 新規採用職員研修	
	イ 人権啓発推進委員研修	
	ウ 市職員研修	
(2)	差別事象への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(3)	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1 基本方針

「人権尊重都市宣言」、「非核平和都市宣言」の趣旨に基づいた、基本的人権及び平和尊重を基調とする啓発事業を推進し、あらゆる人権問題の解決と差別のない明るい社会づくりをめざす。

2 基本的課題

人権は、人が幸せな生活を営むために保障された権利であり、生まれながらにしてもつ固有のものである。1947(昭和22)年に施行された日本国憲法は、すべての国民が法の下に平等であり、その基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、これを保障している。また、1948年の第3回国連総会で採択された世界人権宣言は、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることをうたっている。

しかし、現実には、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別、外国人、インターネット上の人権侵害、性的マイノリティ、アイヌの人々、感染症、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、北朝鮮当局による人権侵害、ホームレス、人身取引、震災等の災害に起因する人権問題などがあり、その解決に向けて多くの努力を払わなければならない。

3 人権啓発の推進

社会の中には様々な人権問題が存在している。このような問題が起こる背景には、同調を強いる社会意識、社会構造がある。

人権問題の解決のためには、市民一人ひとりが持つ多様性を尊重していくことが重要であり、人権問題は、「誰か」のことではなく、「誰も」が自分自身のことと捉え、一人ひとりと密接に関連しているという認識を深める必要があると考える。

このため、市民自らが、「世間体」を気にした「同調志向」や「傍観者の立場」をとることなく、問題解決のために自発的に差別をなくすための行動をとることができる社会づくりを目的として、以下をねらいとした啓発事業を実施することで啓発活動の推進を図る。

(1) 人権の大切さを感性に訴えかける

講演会や劇などを通して、人権の大切さを感性に訴えかける。

(2) 人権についての正しい理解や知識を深める

自己啓発につながる生涯学習と位置づけた研修会への参加機会を提供し、人権についての正しい理解や知識を深める。

(3) 人権に関する情報の収集と情報発信に努める

人権に関する情報の収集と情報発信に努めることで、人権意識の高揚を図り、市民が問題解決のために自発的に行動するきっかけを与える。

4 活動

(1) 広報による啓発

毎月5日号『ひろげよう人権尊重の輪』に啓発記事を掲載する。

掲載担当課一覧

4月	教育指導課	10月	教育支援課
5月	子ども政策課	11月	人権政策課
6月	男女共同参画課	12月	人権特集のためコラム欄なし
7月	人権政策課	1月	教育支援課
8月	教育支援課	2月	保護課
9月	市民対話課	3月	教育支援課

(2) 物品配布による啓発

「人権尊重都市宣言」、「非核平和都市宣言」、人権三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」・「部落差別の解消の推進に関する法律」）、人権・平和へのメッセージなどを取り入れた啓発物品を市民や関係機関に配布し、宣言の主旨を広く市民に周知するとともに、人権意識の高揚を図る。

(3) イベントによる啓発

ア 人権ふれあい劇場

(ア) 趣旨

親と子、親と子と孫、友人同士など、演劇を通じて親しみながら人権について考えていただく機会として、小学生とその家族を対象に開催する。今年で22回目。

(イ) 日程

令和6年7月20日(土) 午後2時から午後3時45分まで

(ウ) 場所

イスのサンケイホール鈴鹿(市民会館)

(エ) 内容

演劇「虹色サンゴ」

脚本・演出：秋葉 大介

概要：水色の魚“サンゴ”は父魚と母魚の深い愛情を受け、仲間の魚たちと幸せな日々を過ごしていた。そんなある日、突然現れた人間たちの漁の網に、魚たちは次々と捕らわれてしまう。

そして、サンゴの父魚と母魚も、サンゴを守る代わりに網に捕らわれてしまった。

両親、そして仲間たちのいなくなった暗い孤独の海で、ただ一匹、哀しみに打ちひしがれるサンゴは、片ヒレの無い魚“ポリー”と出会う。汚染された海で、強く、前向きに生きようとするポリーとともに、サンゴは新しい仲間、生き場所、未来を求めて、未知なる海へ泳ぎだす。

出演：夢団

展示：

展 示 物 名	借 受 先	展 示 予定数
人権啓発パネル 考えようみんなの人権	津地方法務局	19 点
愛知県人権啓発ポスター(2023 年度) 「気づけば、築ける。人権が守られる未来」	愛知県 県民文化局 人権推進課	5 点
非核平和都市宣言文、人権尊重都市宣言文、 人権三法啓発パネル	本市作成	3 点

イ 2024 平和への祈り展

(ア) 趣旨

世界の恒久平和が人類共通の願いであるにもかかわらず、核戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に大きな脅威を与えている。

ロシアによるウクライナへの侵攻は現在も続いており、ウクライナ各地で多くの方が犠牲になる中で、核兵器の使用についても危惧されている。

また、イスラエルによるガザ地区侵攻など、世界の紛争は収まる気配を見せない。

武力による問題解決では、決して根本的な解決には至らず、人々にとって深い悲しみと憎しみ、不安や怒りを生むことにしかならないことを今こそ学び、戦後75年以上が経過し、人類史上、最も悲惨な戦争体験を風化させないためにも、平和の尊さを訴えることを目的に、「平和への祈り展」を開催する。今年で23回目。

(イ) 日程

令和6年8月3日(土)～8月4日(日) 午前10時から午後6時まで

※ 2日目は午後5時に終了予定

(ウ) 場所

イオンモール鈴鹿（2階イオンホール）

(エ) 内容

a パネル展

(a) 葉^{よう} 祥明^{しょうめい} 複製原画展 ～平和への希求～

白いうさぎのサニーちゃんが世界を駆け巡り、対人地雷についての実態を伝え、地球上からなくそうと全世界の幅広い年代の方に訴えかける「地雷ではなく花をください」をはじめ、平和に思いを馳せた数々の作品の複製原画を展示する。

ウクライナでの武力紛争が長期化する中、ウクライナに残る地雷などの爆発物による民間人への被害が大きな問題となっている。戦争が終わって平和な世界になっても、半永久的に被害をもたらす非人道的な武器である地雷の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の尊さを1人でも多くの来場者に感じていただくことを目的とする。

北鎌倉葉^{よう}祥明^{しょうめい}美術館から借受。

(b) 原爆展

展 示 物 名	借 受 先	展 示 予定数
日本非核宣言自治体協議会 原爆ポスター	日本非核宣言自治体 協議会	15 点
平和と学びポスターセット	日本非核宣言自治体 協議会(寄贈)	8 点
サダコと折り鶴ポスター	広島平和記念資料館	26 点
核兵器禁止条約の紹介	長崎市立図書館(提供)	5 点

(c) 鈴鹿市に関する展示

展 示 物 名	借 受 先	展 示 予定数
鈴鹿にも戦争があった	2024 平和への祈り展 市民実行委員会	50 点
鈴鹿の記憶	本市文化財課	15 点
非核平和都市宣言文、人権尊 重都市宣言文、人権三法啓発 パネル	本市作成	3 点

b その他の展示

(a) 地雷模型の展示

認定 NPO 法人難民を助ける会が所有する地雷模型を展示。北鎌倉^{よう}葉

祥^{しょうめい}明美術館を通じて借受。

(b) 戦時中の実物資料展示

召集令状(赤紙)等、戦時中の実物資料を展示。平和祈念展示資料館
から借受。展示予定数 22 点。

(c) 特攻兵士 魂の叫び 特攻兵士と暮らした 5 歳の私

特攻隊員の最後の思いをしたためた、34 首の辞世の句(レプリカ)
の展示。展示予定数 34 点。(岡出とよ子氏(伊勢市在住)寄贈)

(d) 子どもたちによる“平和なまち”絵画展

平和首長会議主催絵画コンテスト2023入賞作品の展示。平和首長会議から提供。展示予定数15点。(鈴鹿市からの応募作品なし)

c 被爆体験記朗読会(原爆のはなしをきこう)

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館が募った朗読ボランティアを招き、被爆者が自ら綴った体験記や詩などを朗読いただくことで、被爆の実相を継承し、より一層の平和啓発を目的とする。

8月3日、4日ともに午後2時から30分間、朗読を実施する予定。

ウ ジンけんフェスタ in すずか

(ア) 趣旨

「人権尊重都市宣言」に基づいた明るく住みよい社会の実現を目指し、人権意識の高揚、反差別意識を育成することや、あらゆる人権問題の解決に向けて、市民が正しい知識と理解を深めることを目的とし、幅広い年齢層を対象に開催する。今年で11回目。

(イ) 日程

令和6年12月14日(土)～12月15日(日) 午前10時から午後5時まで

※ 2日目は午後4時に終了予定

(ウ) 場所

鈴鹿市文化会館

(エ) 内容

a 講演会(同和問題講演会から数えて今年で44回目)

趣旨：広く人権について市民の方々に考えていただくきっかけづくりとして、多様な人権課題を取り上げ、講演会を開催する。

日時：令和6年12月14日(土) 午後(詳しい時間は調整中)

場所：けやきホール

演題：調整中

内容：調整中

b 人権作文朗読(昭和59年度から開始して今年で40回目)

趣旨：小・中学生の人権作文を通して、子どもたちが身のまわりに起こる様々な矛盾や不合理なことに、どのように取り組み、克服していくのかを知り、一人ひとりの行動が、人権が尊重される住みよい社会の実現に繋がっていくことを認識していただく。

日時：令和6年12月14日(土) 午後(詳しい時間は調整中)

場所：けやきホール

c 人権を考える市民のつどい(今年で32回目)

趣旨：人権の大切さ、命の尊さを感じていただく機会となるよう啓発事業を開催する。

日時：令和6年12月15日(日) 午後(詳しい時間は調整中)

場所：けやきホール

内容：調整中

d 鈴鹿市人権擁護委員会主催事業

日時：令和6年12月14日(土) 午前(詳しい時間は調整中)

場所：調整中

内容：調整中

e パネル展示

日時：令和6年12月14日(土)～12月15日(日) 午前10時から午後5時まで ※ 2日目は午後4時に終了予定

場所：調整中

内容：小・中学生の人権ポスター代表作品の展示、市内企業等のCSR活動、各団体の活動内容を紹介するパネル展示等を行う。

(前年度展示実績)

・令和5年度鈴鹿市人権問題啓発ポスター小中学生代表作品の展示	
・市内企業のCSR活動 (企業の社会的責任、地域貢献活動)	旭化成株式会社
	住友電装株式会社
	本田技研工業株式会社
・関係団体等の活動紹介	鈴鹿市人権擁護委員会
	公益財団法人鈴鹿国際交流協会
	鈴鹿市保護司会
	障害者総合相談支援センターあい 救う会三重
・市関係各課の活動紹介等	
交通防犯課	犯罪被害者等支援
地域協働課	地域づくりへの参加
人権政策課	人権・平和へのメッセージ選定作品、広報すずか 10月5日号特集記事、人権三法啓発パネル、人権 尊重都市宣言文、非核平和都市宣言文、人権啓発 ポスター(愛知県)
男女共同参画課	男女共同参画社会に向けて
市民対話課	多文化共生について
戸籍住民課	本人通知制度
子ども政策課	子育て支援センター、子育て応援サイト
子ども家庭支援課	児童虐待防止、里親制度
長寿社会課	認知症について
障がい福祉課	障害者差別解消法
健康づくり課	こころの健康について

エ 地区別人権尊重まちづくり講演会

(ア) 趣旨

気軽に参加し、身近なところから人権問題を考えていただく機会となるよう複数の地域へ出向き、公民館等を会場とした啓発事業を行う。

顔の見える距離で、参加した一人ひとりが人権の大切さを認識し、それぞれの家庭などで、人権尊重の輪が広がることが期待できる。

(イ) 日程(講師別)

今年度は、下記のとおり、10 地区 13 か所で実施する予定で調整中。

講師：桂 ^{かつら} 枝女太さん(落語家)

① 椿地区(椿公民館)

令和6年11月3日(日) 午前11時から午後0時まで

講師：木村 由美子さん(JPIC 読書アドバイザー)

② 井田川地区(井田川公民館)

令和6年5月20日(月) 午前10時から午前11時30分まで

③ 稲生地区(稲生公民館)

令和6年7月26日(金) 午前10時から午後0時まで

④ 白子地区(鼓ヶ浦公民館)

令和6年7月29日(月) 午前10時から午前11時まで

⑤ 若松地区(若松公民館)

令和6年7月30日(火) 午後1時30分から午後3時まで

⑥ 箕田地区(箕田公民館)

令和6年11月15日(金) 午前10時から午前11時まで

⑦ 一ノ宮地区(長太公民館)

令和7年3月2日(日) 午前10時から午前11時まで

講師：切磋亭 ^{せつさい} 琢磨さん(落語家)

⑧ 白子地区(白子公民館)

令和6年9月17日(火) 午後1時30分から午後3時まで

講師：谷口 照男さん(エッセイスト)

⑨ 一ノ宮地区(一ノ宮公民館)

令和6年9月26日(木) 午前10時から午前11時まで

講師：長島 りょうがんさん(三重短期大学 講師)

⑩ 鈴峰地区(伊船新田集落センター)

令和7年3月6日(木) 午前10時から午前11時30分まで

講師：西 繁さん(鈴鹿市人権教育アドバイザー)

⑪ 神戸地区(神戸公民館)

令和6年7月25日(木) 午前10時から午前11時30分まで

講師：調整中

⑫ 天名地区

開催場所・開催日時を含めて調整中

⑬ 合川天名地区

開催場所・開催日時を含めて調整中

オ その他

(ア) 学校等での啓発

趣旨：若い世代に人権への関心を高めてもらうことを目的とし、高校生や児童センター利用者を対象に啓発パネル展示を実施する。

a 学校での啓発

(a) 内容

市内高校等の文化祭を啓発の機会と捉え、女性・子ども・障がいのある人・外国人・性的マイノリティなど、主な人権課題をテーマにしたパネルに加え、市関係各課や団体と連携を図りながら、多文化共生や障害者差別解消法についてなど、その課題に関係する部署や団体の取組状況を紹介する展示を行う。

(b) 実施日・実施校

実施日、実施校については調整中

(昨年度実績)

開 催 日 時	開 催 場 所
令和5年9月8日(金)	神戸高等学校
令和5年9月22日(金)	鈴鹿高等学校
令和5年9月29日(金)	石薬師高等学校
令和5年10月26日(木)	飯野高等学校
令和5年10月27日(金)	白子高等学校
令和5年11月2日(木)	飯野高等学校 (定時制課程)
令和5年11月17日(金)	杉の子特別支援学校
令和5年11月18日(土)	(石薬師分校)
令和5年11月22日(水)	稲生高等学校

b 児童センターでの啓発

(a) 内容

児童センターのイベントで、女性・子ども・障がいのある人・外国人・性的マイノリティなど、主な人権課題をテーマにしたパネルや非核平和を訴えるパネル展示を実施する。

(b) 実施日・実施場所等

実施日：調整中

実施場所：玉垣児童センター(親子あそび)

一ノ宮団地児童センター(乳幼児と保護者の集い)

(イ) 企業啓発

趣旨：社会情勢の変化に伴い、多様化する人権課題に対応できるよう、関係機関等の連携を強化し、情報提供を行うことで人権意識の高揚を図る。

内容：調整中

日時：調整中

場所：調整中

(4) 人権週間での啓発

日程：令和6年12月4日(水)～10日(火)

内容：人権週間にちなみ、人権擁護委員をはじめ、各関係機関と連携し、市民の人権意識高揚を図るため、啓発活動を実施する。

ア 街頭啓発

日時：令和6年12月4日(水)

場所：市内ショッピングセンター(午後4時から約1時間)

内容：市職員人権啓発推進委員、三重県、津地方法務局と連携して、人権啓発標語等入り啓発物品を配布し、「人権週間」を呼びかける。

イ 庁内放送による啓発

世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権意識の一層の普及・高揚のため、人権週間の期間中に庁内啓発放送を実施する。

ウ Cバスの車両広告による啓発

Cバスに「人権週間 12/4～10 鈴鹿市」のバスマスクを装着し、人権週間を啓発する。

エ 啓発物品による啓発

(ア) 人権啓発カレンダー

市内小中学校から応募のあった人権ポスターの入選作品を使用したカレンダーを作成し、市施設、福祉施設、私立保育園・私立幼稚園、市内病院・歯科医院、企業等へ配布を行う。

多くの市民が利用する場所に掲示することで、人権意識の高揚を図る。

(イ) 人権啓発手帳

人権尊重都市宣言や非核平和都市宣言、人権に関する記事等を取り入れた手帳を作成し、講演会参加者へ配布するほか、市民や関係機関に配布することで、宣言の主旨を広く市民に周知する。

オ 掲示物による啓発

人権週間中には、庁内及び各地区市民センターや隣保館に人権週間を呼びかける掲示物を設置し、差別のない明るい社会づくりの取り組みを呼びかける。

※ 懸垂幕による啓発は「啓発用懸垂幕の設置」を参照

(5) 啓発用懸垂幕の設置

場所：市役所庁舎東側壁面

内容：

啓発用懸垂幕の内容	設置期間	備考
人権尊重都市 30 周年記念 人権・平和へのメッセージ 明日も絶対会うために 戦争はくり返さない 非核平和都市 鈴鹿市	令和6年6月28日(金) ～8月15日(木)	非核平和意識 の高揚のため
心ゆたかに生きる 人権 尊重宣言都市 鈴鹿市	令和6年9月13日(金) ～10月15日(火)	人権尊重の意識 高揚のため
人権週間 12月4日～10日 津人権擁護委員協議会 鈴鹿市	令和6年11月8日(金) ～12月11日(水)	人権週間に 合わせて設置

(6) 「人権擁護委員の日」の啓発

ア 街頭啓発

日時：令和6年6月3日(月)

場所：近鉄白子駅 (午前7時15分から約1時間)

近鉄鈴鹿市駅 (午前7時30分から約1時間)

内容：三重県、津地方法務局、鈴鹿市人権擁護委員会と連携して、人権啓発標語等入り啓発物品を配布し、「人権擁護委員の日」を呼びかける。

(7) 啓発塔、看板等による啓発

市内の公共施設等に啓発塔、看板等を設置することで人権尊重宣言都市、非核平和宣言都市であることを継続的に周知する。

(8) 啓発パネルの展示

非核平和意識及び人権意識の高揚のため、本庁舎15階展望室に啓発パネルを展示する。

ア 非核平和都市宣言

(ア) 展示内容

非核平和都市宣言文、原爆と人間展

(イ) 展示期間

令和6年6月28日(金)～8月15日(木)

イ 人権週間

(ア) 展示内容

人権尊重都市宣言文、人権ポスター

(イ) 展示期間

令和6年11月8日(金)～12月11日(水)

5 その他の取組

(1) 市職員研修関係

すべての人が人として尊ばれ、明るく住みよい鈴鹿市を築いていくためには、行政が担う役割と責任は大きく、職員の人権意識の高揚は不可欠である。

それぞれ所管する業務の遂行にあたっては、幸福な市民生活の実現のため、人権尊重の精神を基本に置くとともに、所管業務と人権との関わりについて、十分認識する必要がある。

そのため、職員の人権問題に対する理解を深め啓発推進を図ることを目的とする研修を実施する。

ア 新規採用職員研修

(ア) 前期日程

日時：令和6年4月5日(金) 午前8時30分から午前9時30分まで

講師：人権政策課職員

対象：令和6年度新規採用職員38名(フルタイム会計年度任用職員除く)

(イ) 後期日程

日時：令和6年10月2日(水) 午後1時から午後2時30分まで

講師：奥田 均さん(近畿大学名誉教授)

対象：令和6年度新規採用職員44名(フルタイム会計年度任用職員除く)

イ 人権啓発推進委員研修

日時：8月末から9月中旬頃で開催予定

講師：調整中

演題：調整中

内容：調整中

対象：人権啓発推進委員、男女共同参画推進員 100名

ウ 市職員研修

日時：令和7年1月頃(詳しい日時は調整中)

講師：原田 朋記さん(公益財団法人反差別・人権研究所みえ)

演題：調整中

内容：部落差別について(調整中)

対象：平成19～20年度入庁職員65名、昨年度未受講者12名

(2) 差別事象への対応

落書きや、インターネット上の差別的な書き込みなど、差別事象が発見された場合には、鈴鹿地域防災総合事務所や三重県人権センター等の関係機関と連携しながら、速やかな対応に取り組んでいく。

特に、情報化の進展に伴い、深刻化しているSNS上で無秩序に発信される誹謗中傷などの悪質な差別書き込みに対し、モニタリング(監視)を行うことにより、早期発見及び拡散防止を図る。

(3) 関係機関との連携

市主催の人権啓発事業への積極的な参加を、市内の主要企業を中心に働きかける。

また、法務局が所管する人権擁護委員会や三重県等が主催する会議、研修会へ積極的に参加し、効果的な啓発手法や内容について情報収集に努めながら、関係機関等との連携、協力関係を深める。